

学費 Q & A

学費についてお問い合わせの多い事項について、以下のとおり Q & A 形式にまとめました。

納入期限のこと

Q 1 学費の納入期限はいつですか。

A : 前期分学費納入期限 4月20日（前・後期分一括納入可能）
後期分学費納入期限 10月5日
※ただし、納入最終日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納入期限となります。

Q 2 納入猶予期間とは何ですか。

A : 本学では前期・後期それぞれの学費納入期限後、1ヶ月の納入猶予期間を設けています。学費を納入期限までに納入できなかった場合は、この納入猶予期間内に所定の学費を納入してください。なお、納入猶予期間内に納入する場合の手続は不要です。

前期学費納入猶予期間 4月21日から5月20日
後期学費納入猶予期間 10月6日から11月5日

Q 3 学費を納入猶予期間内に納入できない場合は、どうなりますか。

A : 納入期限までに学費等を納入しない場合は、学則により1ヶ月の猶予期間を経て除籍となります。

Q 4 納入期限をお知らせ（督促等）してもらえるのでしょうか。

A : 本学では、原則督促等は行いません。
学費振込依頼票がお手元に届いた時点で、納入期限を確認いただき必ず期限内に納入してください。

納入方法のこと

Q 5 学費はどのような方法で納入すればいいですか。

A : 本学から送付する所定の学費振込依頼票により、原則**金融機関の窓口にて納入**してください。

Q 6 学費を分割して納入できますか。

A : できません。

学費振込依頼票に記載してある金額を一括で納入してください。

Q 7 保護者の名前、または整理番号のみで振込してしまったのですが。

A : 当日中に、本学学長室までご連絡ください。

学長室連絡先 0823-70-4503

Q 8 学費は郵便局（ゆうちょ銀行）から振込できますか。

A : 可能です。ただし、本学所定の学費振込依頼票は利用できません。

郵便局（ゆうちょ銀行）窓口係員に確認のうえ、指示に従い振込をお願いします。

Q 9 学費を口座振替で納入したいのですが可能ですか。

A : 口座振替での納入は取り扱いしていません。

Q 10 ATM（現金自動預け払い機）やインターネットバンキングからの振込は可能ですか。

A : 可能です。ただし、学費振込依頼票に記載してある金額を**一括で納入**してください。本学では**分割での納入**は認めません。

また、学費振込依頼票の振込依頼人欄に記載されている「10桁の整理番号」および「学生氏名（カナ）」を正確に打電し振込してください。正確に打電されていない場合、振込者の特定ができない可能性があります。

学費振込依頼票に関するこ

Q 11 学費振込依頼票はいつ届きますか。

A : 前期分および前・後期全納分は4月上旬（4月入学の新入生は除く）、後期分は9月上旬に、学費支弁者に送付します。

なお、「高等教育の修学支援新制度」に採用されている方は、送付時期が異なる場合があります。対象者には学内ポータルサイト等で通知いたしますので、隨時ご確認をお願いいたします。

Q 12 学費支弁者とは誰のことですか。

A : 大学に届け出ている 学費を負担される方です。

Q 1 3 前期に学費振込依頼票が2枚届くのはなぜですか。

A : 1枚は前期分学費の学費振込票、もう1枚は前・後期分学費を一括で振り込む場合の学費振込票です。どちらかご都合のよろしい方で振り込んでください。

ただし、前期に休学されている方や、前期末で卒業する予定の方、「高等教育の修学支援新制度」採用者の方には前期分学費の学費振込依頼票のみ送付します。

Q 1 4 学費支弁者住所を変更したい場合はどうすればいいですか。

A : 住所変更等が生じた場合は、教育・学生支援機構 教務係へ必ず届出を行ってください。詳しくは、本学ホームページに掲載の学生便覧 27 ページ現住所等の登録・変更を確認してください。

<https://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studenthandbook.html>

Q 1 5 学費振込依頼票が届かない・紛失した場合はどうすればいいですか。

A : 学長室まで至急ご連絡ください。

学長室連絡先 : 0823-70-4503

学籍に関すること

Q 1 6 休学する時の学費はどうなりますか。

A : 当該期の学費納入期限までに休学を許可された場合、当該期の学費は免除され、休学時に必要となる在籍料（60,000円／期）を納入いただきます。

Q 1 7 前期分納入時に前・後期分を納入後、後期に休学または退学する場合、後期分の学費はどうなりますか。

A : 所定の期日までに休学または退学を許可された場合は、以下のとおり返戻します。

後期休学の場合 : 後期分学費から在籍料（60,000円）を差し引いた金額

退学の場合 : 後期分学費全額

Q 1 8 留年した場合の学費の金額および納入期限はどうなりますか。

A : 留年した場合も学費の金額および納入期限に変更はありません。

(金額については、本学ホームページをご確認ください。)

その他

Q 1 9 前期分納入時に、前・後期分学費を納入する場合、割引制度はありますか。

A : ありません。

Q 2 0 受取人が「学校法人常翔学園」となっていますが、間違いではありませんか。

A : 「学校法人常翔学園」は本学の設置法人であり、間違いではありません。

Q 2 1 諸会費（振興費・学生互助会費）とは何ですか。

A : 振興費

本学後援会・校友会および学生の行う諸活動に対する援助費

学生互助会費

全学生による相互扶助の精神に基づく健康保持および福利厚生を目的とする
医療費給付等の会費

これらの諸会費は、前期分学費とともに納入していただきます。

Q 2 2 教育ローンを申し込んだところ、ローン会社より審査に時間を要するため納入期日に間に合わないと言われた。この場合、どうすればいいでしょうか。

A : 学費納入猶予期間内に納入されない場合は、本学学則により除籍となります。

教育ローンの借り入れには、1～2週間程度審査期間が必要となる場合がありますので、教育ローンの借り入れを検討されている場合は、手続期間等を勘案の上、
早めにお手続きくださいますようお願いします。